

○古河市電子入札試行要綱

平成20年 8 月 28日

告示第245号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負及び建設コンサルタント業務の委託に関する入札の手続を電子入札によって行うことについて、古河市契約規則（平成31年規則第24号。以下「契約規則」という。）、古河市工事請負契約事務取扱要綱（平成17年告示第20号）、古河市入札執行事務処理要領（平成17年告示第17号）、古河市一般競争入札実施要綱（平成17年告示第16号）その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において「電子入札」とは、建設工事の請負及び建設コンサルタント業務の委託に関する入札の手続のうち入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務を電子計算機とインターネットによって行うことをいい、「システム」とは、電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。

(対象とする入札)

第3条 電子入札を実施する対象は、古河市一般競争入札審査会規程（平成17年訓令第37号）に規定する古河市一般競争入札審査会又は古河市建設工事請負業者指名委員会規程（平成17年訓令第43号）に規定する古河市建設工事請負業者指名委員会において電子入札の方法によることが適当であると認めるものとする。

(利用登録)

第4条 電子入札を利用しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ市長に届出を行い、システムを利用するための利用登録を受けなければならない。

(入札の公告)

第5条 市長は、電子入札を実施するときは、契約規則第5条第1項の規定による一般競争入札の公告及び契約規則第18条第1項の規定による指名競争入札の指名の際に、電子入札の対象である旨を公告するものとする。

(入札書)

第6条 市長は、電子入札を実施するときは、契約規則第13条の規定にかかわらず、入札参加者からの入札書の提出をシステムによって行わせるものとする。

2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ受領期間を設定するものとする。

3 入札書は、入札金額その他の所定の情報が市の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に提出されたものとして取り扱うものとする。

4 前項の規定は、システムによる申請、届出等について準用する。

(提出書類)

第7条 市長は、入札書と併せてシステムにより提出させる書類があるときは、第5条の公告においてその旨を明示するものとする。

(書面による入札)

第8条 市長は、入札参加者が電子計算機の不具合等の事由によりシステムに接続できないときは、当該入札参加者の申出に基づき書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を承認することができる。

2 紙入札は、郵便によって行うものとする。この場合において、郵送の方法及び期限は、別に定める。

3 市長は、システムの不具合等が生じたときは、紙入札によって入札書を提出させるものとする。この場合において、入札書は、持参させるものとする。

(開札)

第9条 市長は、電子入札において、紙入札を承認した入札参加者がある場合には、当該電子入札の開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

2 市長は、電子入札において、工事費等内訳書の提出を義務付けているものについては、当該電子入札の開札と同時に工事費等内訳書を確認するものとする。

3 市長は、電子入札における開札時には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(最低額の同額の取扱い)

第10条 市長は、電子入札において、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定に基づくくじの手続をシステムにより行うことができる。

2 市長は、前項の規定に基づくくじの手続が困難なときは、指定する場所及び日時においてくじの手続を行い、落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第11条 市長は、契約規則第14条に定めるもののほか、電子入札による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とする旨を入札参加者に明らかにしておくものとする。

(1) 工事費等内訳書その他提出が義務付けられている書類がある場合において、それらの書類を提出せずに入札をしたとき。

(2) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をしたとき。

(3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とをしたとき。

(4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含むものであるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に関する条件に違反して入札したとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第89号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。